



# 三重県公報

令和3年3月23日 (火)

第 193 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
57	政治倫理の確立のための三重県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一 部を改正する規則	(情報公開課)	2
58	三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則	(問い合わせ支援課)	2
<b>企 業 庁 管 理 規 程</b>			
6	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する 管理規程	(企 業 庁 )	5
7	三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	( 同 )	7
<b>告 示</b>			
191	医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(医療保健総務課)	24
192	保安林の指定施業要件を変更する旨	(治山林道課)	29
193	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防災砂防課)	30
<b>内 水 面 告 示</b>			
2	第五種共同漁業権に係る令和3年度目標増殖量	(内水面漁場管理委 員会)	30
<b>公 告</b>			
国土調査に係る成果の認証			(水資源・地域プロ ジェクト課) 31
同件		( 同 )	31
同件		( 同 )	32
同件		( 同 )	32
同件		( 同 )	32
公共測量を実施する旨の通知		( 公共用地課 )	33
同件		( 同 )	33
公共測量が終了した旨の通知		( 同 )	33
同件		( 同 )	33
都市計画の図書の写しの縦覧		( 都市政策課 )	34
同件		( 同 )	34
同件		( 同 )	34
同件		( 同 )	34
都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた旨		( 下水道事業課 )	34
二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した旨		( 建築開発課 )	35
一級建築士事務所を処分した旨		( 同 )	36

**規  
則**

政治倫理の確立のための三重県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和3年3月21日

三重県知事 鈴木英敬

**三重県規則第五十七号**

政治倫理の確立のための三重県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための三重県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年三重県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（報告書の訂正）</p> <p>第九条 報告書を訂正しようとする場合には、知事は、訂正の箇所にその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるよう字を残さなければならない。</p>	<p>（報告書の訂正）</p> <p>第九条 報告書を訂正しようとする場合には、知事は、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるよう字を残さなければならない。</p>

第一号様式から第四号様式までの規定中「吾」を削る。

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則を以下に公布します。

令和3年3月21日

三重県知事 鈴木英敬

**三重県規則第五十八号**

三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

三重県農業大学校条例施行規則（昭和六十一年三重県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「電話番号」を「電話」に、「三重県農業大学校養成科2年課程」を「三重県農業大学校養成科1年課程」に改め、「⑩」を削る。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

## 第2号様式（第5条関係）

## 入校願書

※ 受験番号

年 月 日

三重県農業大学校長 宛て

郵便番号

住 所

電 話

(ふりがな)

氏 名

年 月 日生

私は、このたび三重県農業大学校養成科一年課程に入校したいので、  
関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

希望専攻コース

第1希望

第2希望

普及センター面談

普及センター名	面談日

## 備考

- 1 専攻コースは、茶業、水田作、野菜、花き、果樹又は畜産のうちから選択すること。
- 2 ※ 欄は記入しないこと。

## 第3号様式（第6条関係）

## 誓 約 書

年 月 日

三重県農業大学校長 宛て

三重県農業大学校に在学中は、諸規則を堅く守り、学業に励むことを誓います。

住 所

氏 名

上記の者が三重県農業大学校に在学中は、諸規則を堅く守らせるとともに、本人に関する一切の責任は私共において引き受けます。

保護者 住所  
本人との続柄  
氏名

年 月 日生

保証人 住所  
本人との続柄  
氏名

年 月 日生

注：入校を許可された者が独立の生計を営む者であるときは、保護者の署名を省略することができます。

なお、保証人は、独立の生計を営む者であって、保護者と生計が異なる者とします。

第四号様式から第六号様式までの規定中「回」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に改正前の三重県農業大学校条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県農業大学校条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

**企業庁管理規程**

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和3年3月21日

三重県企業庁長 喜多正幸

**三重県企業庁管理規程第六号**

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和四十二年三重県企業庁管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

## 別記様式（第7条関係）

## 特務実績簿

所属長 の確認 直接監督者 の確認	従事月日	業務時間	従事した業務内容	手当の種類	現場作業手当加算額の確認（現場作業手当のみ）			手当支給額	備考 (勤務場所等)
					2号加算	2号要件 (夜間・日没から日出)	3号加算 (深夜・日没から日出) (深夜・22時以降)		
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	月 日	時 分							円
	合計								円

注 1 「手当の種類」欄は、手当の支給について根拠となる規定の区分を記入する。

2 任命権者は、必要に応じて所要事項を具備したうえで、内容の一部を変更することができる。

## 附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程を以下に公布します。

令和3年3月11日

三重県企業庁長 喜多正幸

**三重県企業庁管理規程第七号**

三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁職員服務規程（昭和四十九年三重県企業庁管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「④」を削る。

第二号様式の1から第四号様式までを次のように改める。

## 第3号様式の2(第8条の3関係)

## 週 休 日 振 替 簿

所 属 名	氏 名

勤務することを命じる者の確認	勤務することを命じる日 (勤務時間、休憩時間)	勤務することを命じることとなつた日の勤務の内容	週休日に変更した日又は四時間勤務時間を割り振らない日(割振変更後の勤務時間)	勤務職員 通 確	知 認	担 確	当 認	備 考
	年 月 日 (曜日) ( )		年 月 日 (曜日) ( )					
	年 月 日 (曜日) ( )		年 月 日 (曜日) ( )					
	年 月 日 (曜日) ( )		年 月 日 (曜日) ( )					
	年 月 日 (曜日) ( )		年 月 日 (曜日) ( )					
	年 月 日 (曜日) ( )		年 月 日 (曜日) ( )					
	年 月 日 (曜日) ( )		年 月 日 (曜日) ( )					
	年 月 日 (曜日) ( )		年 月 日 (曜日) ( )					
	年 月 日 (曜日) ( )		年 月 日 (曜日) ( )					
	年 月 日 (曜日) ( )		年 月 日 (曜日) ( )					

備考 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

## 第3号様式の3(第9条の2関係)

## 代 休 日 指 定 簿

所 属 名

指定を行う者の確認	勤務を命じられた職員の職名及び氏名	勤務を命じた休日及び当該休日の全勤務時間 (勤務時間数)	代休日及び当該代休日の正規の勤務時間 (勤務時間数)	職員意向確認 「代休日の指定を希望しない旨を申し出ないこと。」	担当認	備考
		年 月 日 (曜日) : ~ :      : ~ : (勤務時間数) 時間 分)	年 月 日 (曜日) : ~ :      : ~ : (勤務時間数) 時間 分)			
		年 月 日 (曜日) : ~ :      : ~ : (勤務時間数) 時間 分)	年 月 日 (曜日) : ~ :      : ~ : (勤務時間数) 時間 分)			
		年 月 日 (曜日) : ~ :      : ~ : (勤務時間数) 時間 分)	年 月 日 (曜日) : ~ :      : ~ : (勤務時間数) 時間 分)			
		年 月 日 (曜日) : ~ :      : ~ : (勤務時間数) 時間 分)	年 月 日 (曜日) : ~ :      : ~ : (勤務時間数) 時間 分)			
		年 月 日 (曜日) : ~ :      : ~ : (勤務時間数) 時間 分)	年 月 日 (曜日) : ~ :      : ~ : (勤務時間数) 時間 分)			
		年 月 日 (曜日) : ~ :      : ~ : (勤務時間数) 時間 分)	年 月 日 (曜日) : ~ :      : ~ : (勤務時間数) 時間 分)			
		年 月 日 (曜日) : ~ :      : ~ : (勤務時間数) 時間 分)	年 月 日 (曜日) : ~ :      : ~ : (勤務時間数) 時間 分)			

備考 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

第4号様式（第13条関係）

## 休 瞬 簿

月 日 決裁					期 間	理 由	自宅又 は旅行 先	職 氏 名	担当 確認
			月 日から	日間 (時)					
			月 日まで						
月 日 決裁					期 間	理 由	自宅又 は旅行 先	職 氏 名	担当 確認
			月 日から	日間 (時)					
			月 日まで						
月 日 決裁					期 間	理 由	自宅又 は旅行 先	職 氏 名	担当 確認
			月 日から	日間 (時)					
			月 日まで						
月 日 決裁					期 間	理 由	自宅又 は旅行 先	職 氏 名	担当 確認
			月 日から	日間 (時)					
			月 日まで						
月 日 決裁					期 間	理 由	自宅又 は旅行 先	職 氏 名	担当 確認
			月 日から	日間 (時)					
			月 日まで						
月 日 決裁					期 間	理 由	自宅又 は旅行 先	職 氏 名	担当 確認
			月 日から	日間 (時)					
			月 日まで						
月 日 決裁					期 間	理 由	自宅又 は旅行 先	職 氏 名	担当 確認
			月 日から	日間 (時)					
			月 日まで						

備考 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

第四号様式の11中「印」を削る。

第四号様式の11から第五号様式の4までを次のように改める。

第4号様式の3(第13条関係)

## 病 気 休 暇 届

傷 病 名					
期 間	年	月	日から	日まで	日間
同一傷病名によ り既に受けた休 暇日数	日				
居所変更の場合 は、その連絡先					
上記により病気休暇を受けたいので、医師の診断書を添えて提出します。 年 月 日 三重県企業庁長様					
	所 属 職 名 氏 名				

第5号様式（第13条関係）

## 欠勤届

理由					
期間	月	日から	月	日までの	日間
同一事由により 既に欠勤した日数	日				
居所変更の場合は その連絡先					
上記のとおり届け出ます。 年 月 日 所属 職 氏名 三重県企業庁長様					

## 第5号様式の2(第16条の4関係)

介護休暇簿					所属	氏名	(第一面)		
※要介護者に関する事項	氏名				※要介護者の状態及び具体的な介護の内容				
	続柄								
	同居・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居						
	介護が必要となった時期	年月日							
指定期間の申出・指定									
第1回				第2回			第3回		
※申出の期間	※申出日	※本人認	所長の確認	期間	※申出の期間	※申出日	※本人認	所長の確認	期間
年月日から 年月日まで				月日	年月日から 年月日まで				月日
備考				備考			備考		
指定期間の延長・短縮									
第1回				第2回			第3回		
※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人認	所長の確認	延長・短縮後の期間	※延長・短縮後の末日	※申出日	※本人認	所長の確認	延長・短縮後の期間
(年月日から) 年月日まで				月日	(年月日から) 年月日まで				月日
(年月日から) 年月日まで				月日	(年月日から) 年月日まで				月日
備考				備考			備考		

- (注) 1 ※印の欄は職員が記入又は確認すること。  
 2 所属長は、介護休暇の指定期間の指定(延長又は短縮後の期間の指定を含む。)について休暇簿に記入し、確認するものとする。  
 なお、指定期間から除いた期間がある場合には、その旨及び除いた期間を備考欄に記入すること。  
 3 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

介護休暇の請求・承認									(第二面)	
※請求の期間				※請求年月日	※本人認	承認の可否	決裁		備考	
年月日	時	間	日・時間数							
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～時 分	日 ----- 時	月 ----- 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～時 分	日 ----- 時	月 ----- 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～時 分	日 ----- 時	月 ----- 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～時 分	日 ----- 時	月 ----- 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～時 分	日 ----- 時	月 ----- 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				
年月日から 年月日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～時 分	日 ----- 時	月 ----- 日		<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				

- (注) 1 ※印の欄は職員が記入又は確認すること。  
 2 所属長は、介護休暇の承認の可否の決定について休暇簿に記入し、確認するものとする。  
 なお、請求された介護休暇の期間の一部について承認しなかつた場合には、その旨を備考欄に記入した上、当該承認しなかつた日又は時間を第三面に記入すること。  
 3 所属長は、職員からの申請に基づき介護休暇の承認を取り消した場合には、その旨を第三面に記入すること。  
 4 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

介護休暇の取消し等				※本 人 確 認	決 裁		備 考	(第三 面)
※休暇の取消し等の期間	年月日	時 間	日・時間数					
年月日から		時 分～時 分	日					
年月日まで		時 分～時 分	時					
年月日から		時 分～時 分	日					
年月日まで		時 分～時 分	時					
年月日から		時 分～時 分	日					
年月日まで		時 分～時 分	時					
年月日から		時 分～時 分	日					
年月日まで		時 分～時 分	時					
年月日から		時 分～時 分	日					
年月日まで		時 分～時 分	時					
年月日から		時 分～時 分	日					
年月日まで		時 分～時 分	時					
年月日から		時 分～時 分	日					
年月日まで		時 分～時 分	時					

(注) 1 ※印の欄は職員が記入又は確認すること。

2 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

## 第5号様式の3(第16条の5関係)

介護時間休暇簿				所属	氏名	(第一面)			
※ 要介護者 に関する 事項	氏名	※ 要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容							
	続柄								
	同居・別居				<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居			
	介護が必要となった時期				年月日				
連続する3年の期間				年月日から年月日まで					
※請求の期間				※請求年月日	※本人認	承認の可否	決裁		備考
年月日	時間								
年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前時分～時分			<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認			
年月日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	午後時分～時分							
年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前時分～時分			<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認			
年月日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	午後時分～時分							
年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前時分～時分			<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認			
年月日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	午後時分～時分							
年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前時分～時分			<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認			
年月日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	午後時分～時分							

(注) 1 ※印の欄は職員が記入又は確認すること。

2 所属長は、介護時間の承認の可否の決定について休暇簿に記入し、確認するものとする。

なお、請求された介護時間の期間の一部について承認しなかつた場合には、その旨を備考欄に記入した上、当該承認しなかつた日又は時間を第三面に記入すること。

3 所属長は、職員からの申請に基づき介護時間の承認を取り消した場合には、その旨を第三面に記入すること。

4 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

※請求の期間				※請求年月日	※本人認	承認の可否	決裁		備考	(第二面)	
年月日	時間										
年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前時分～時分			<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認					
年月日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	午後時分～時分									
年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前時分～時分			<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認					
年月日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	午後時分～時分									
年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前時分～時分			<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認					
年月日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	午後時分～時分									
年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前時分～時分			<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認					
年月日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	午後時分～時分									
年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前時分～時分			<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認					
年月日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	午後時分～時分									
年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前時分～時分			<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認					
年月日まで	<input type="checkbox"/> その他( )	午後時分～時分									

(注) 1 ※印の欄は職員が記入又は確認すること。

2 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

※ 休 暇 の 取 消 し 等 の 期 間	時 間	※ 本 人 確 認	決 裁		備 考	(第三面)
年 月 日から	午前 時 分～ 時 分					
年 月 日まで	午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から	午前 時 分～ 時 分					
年 月 日まで	午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から	午前 時 分～ 時 分					
年 月 日まで	午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から	午前 時 分～ 時 分					
年 月 日まで	午後 時 分～ 時 分					
年 月 日から	午前 時 分～ 時 分					
年 月 日まで	午後 時 分～ 時 分					

(注) 1 ※印の欄は職員が記入又は確認すること。

2 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

## 第5号様式の4（第16条の6関係）

組 合 休 暇 記 薄

月 日 決 裁				期	間	理 由	職 氏 名	担当確認
				月 日から 月 日まで	日間	月 日 時 分から 時 分まで		
				月 日から 月 日まで	日間	月 日 時 分から 時 分まで		
				月 日から 月 日まで	日間	月 日 時 分から 時 分まで		
				月 日から 月 日まで	日間	月 日 時 分から 時 分まで		
				月 日から 月 日まで	日間	月 日 時 分から 時 分まで		

(注) 1 組合休暇簿には、第12条の2第1項に規定する業務に従事することを確認できる文書等を添付すること。

2 「理由」の欄には、従事する機関の会議等の名称及び役職名等を含めて記載すること。

第六号様式「④」を削る。

第六号様式の「」を次のよう改める。

第6号様式の2(第17条関係)

## 履歴事項(住所)変更届

所属名 \_\_\_\_\_

氏名	職名	職員番号					旧	新

上記のとおり届け出ます。(届出の事由が発生した年月日: 年 月 日)

年 月 日

三重県企業庁長 様

第八号様式及び第九号様式を次のように改める。

第8号様式（第18条関係）

## 三重県職員証記載事項訂正願

三重県職員証番号		第 号
記載事項 変更内容	改姓	旧姓名
		新姓名
その他の		
記載事項変更の発生年月日		年 月 日
記載事項変更の理由		
<p>上記のとおり職員証の記載事項に変更が生じましたので、訂正の上再交付願います。</p> <p>年 月 日</p> <p>三重県企業庁長 様</p> <p>所 属 職 名 氏 名</p>		

再交付年月日	担当者確認	備考
年 月 日		

備考 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

第9号様式（第18条関係）

## 三重県職員証 職員記章再交付願

所 属 名	
職 名	
氏 名	
三重県職員証番号	
亡失・損傷等年月日	
再交付の理由 (詳細に記述すること)	
上記の理由により三重県職員証の再交付を願います。	
年 月 日	
三重県企業庁長 様	
氏 名	

再交付年月日	担当者確認	備考
年 月 日		

備考 総務事務システムを利用する場合には、様式の一部を変更することができる。

第十一号様式及び第十六号様式中「⑩」を削る。

### 附 則

#### (施行期日)

1 リの管理規程は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 リの管理規程の施行の際現に改正前の三重県企業庁職員服務規程（次項において「旧管理規程」といふ。）の規定に基づき提出されている申出書等は、改正後の三重県企業庁職員服務規程の規定に基づき提出された申出書等とみなす。
- 3 リの管理規程の施行の際現に旧管理規程に規定する様式により作成されている用紙等は、当分の間、所要の調整をして使用するものとする。

## 告 示

### 三重県告示第 191 号

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 3 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木英敬

#### 医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

医療保健部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 239 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(3) の表に次のように加える。

41	三重県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業補助金	新型コロナウイルス感染症により不安を抱える妊婦の不安解消を図る。	1 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査費用助成事業 2 不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査協力医療機関補助事業	別に定める。	別に定める。
42	病床機能再編支援給付金	地域医療構想の実現を推進する。	1 病床削減支援給付金 2 医療機関統合支援給付金 3 病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付金	別に定める。	別に定める。

別表 1(4) の表第 18 号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により、防災・感染防止体制の強化を図る。	先進的事業整備計画に基づく、既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業、高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業、高齢者施設等の水害対策強化事業、高齢者施設等のブロック塙改修支援事業及び高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業に要する経費
--	---

別表 1(4) の表に次のように加える。

20	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている介護サービス事業所等が介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費の一部を補助することにより、介護保険制度の円滑な運営を図る。	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施に要する経費	別に定める。	介護サービス事業所・介護施設等
21	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）	新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対し	1 衛生用品購入、外部専門家等による研修実施等の感染症対策実施に要する経費 2 在宅サービス事業所による利	別に定める。	介護サービス事業所・介護施設等

		て、感染症対策を継続的に行いつつ必要なサービスを提供するための体制整備を図る。	用者への再開支援に要する経費 3 「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する経費	
--	--	---	---	--

別表 1(5)の表第 7 号の項 (C) の欄を次のように改める。

1 対面相談事業に要する経費
2 電話相談事業に要する経費
3 人材養成事業に要する経費
4 普及啓発事業に要する経費
5 自死遺族支援機能構築事業に要する経費
6 計画策定実態調査事業に要する経費
7 若年層対策事業に要する経費
8 SNS相談事業に要する経費
9 深夜電話相談強化事業に要する経費
10 自殺未遂者支援事業に要する経費
11 災害時自殺対策継続支援事業に要する経費
12 自殺未遂者支援・連携体制構築事業に要する経費
13 災害時自殺対策事業に要する経費
14 ハイリスク地対策事業に要する経費
15 地域特性重点特化事業に要する経費

別表 1(5)の表に次のように加える。

14 三重県看護師養成所等における実習補完事業補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、臨地実習が中止されている実情を踏まえ、学内演習に代替した場合にも学生が同等の知識と技能を習得することができるに必要な体制の構築を図る。	看護師養成所等に貸し出す資機材の経費、演習補助要員の確保に要する経費等	別に定める。	別に定める。
----------------------------	--	-------------------------------------	--------	--------

別表 1(6)の表に次のように加える。

3 三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金(感染防止対策型)	新型コロナウイルス感染症の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模企業が、事業継続するために実施する感染防止対策に対して支援する。	感染リスクを抱えながらも事業を継続するために実施する感染防止対策に係る事業に要する経費	別に定める。	別に定める。
----------------------------------	--	---	--------	--------

別表 1(7)の表第 7 号の項を次のように改める。

7 三重県新型インフルエンザ等患者入院医療機関等設備整備事業補助金	新型インフルエンザ等発生時に適切な医療を提供するための整備を行い、感染拡大防止を図る。	新型インフルエンザ等患者入院医療機関等において、新型インフルエンザ等の対策に必要な設備を整備する経費等	別に定める。	別に定める。
-----------------------------------	---	---	--------	--------

別表 1(7)の表第 12 号の項 (A) の欄を次のように改める。

三重県骨髄等移植ドナー助成事業補助金
--------------------

別表 1(7)の表に次のように加える。

13	新型コロナウイルス感染症対策事業補助金	新型コロナウイルス感染症患者等に対する良質かつ適切な医療の提供を図る。	新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床の確保に要する経費	10/10	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関
14	新型コロナウイルス院内感染防止対策等補助金	新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備を行い、感染拡大防止を図る。	新型コロナウイルス感染症の院内感染防止対策等に要する経費	10/10	医療機関、薬局等
15	三重県新型コロナウイルス感染症医療機関等支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を行い、感染拡大防止を図る。	新型コロナウイルス感染症に關し、医療従事者のための宿泊施設確保に要する経費等	別に定める。	別に定める。
16	D M A T ・ D P A T 等医療チーム派遣事業補助金	新型コロナウイルス感染症患者等に対する良質かつ適切な医療の提供を図る。	医療機関等における新型コロナウイルス感染症に係るクラスター発生時に、看護職員を当該医療機関等へ派遣する際に要する経費等	10/10	公益社団法人三重県看護協会
17	三重県新型コロナウイルス感染症療養者支援事業補助金	自宅療養を行う軽症者等に対し必要となる支援を行うことで感染拡大防止を図る。	新型コロナウイルス感染症患者等が自宅療養を行う際に要する経費	10/10	市町
18	新型コロナウイルス感染症外国人患者等受入態勢確保事業補助金	新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備を行い、感染拡大防止を図る。	国籍に関わらず適切な入院治療・療養が提供される環境を確保する経費等	10/10	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関

別表 1(9)の表に次のように加える。

35	産婦人科・小児科専門医確保対策事業補助金	産婦人科・小児科専門医の確保を図る。	産婦人科・小児科専門医の確保に必要な経費	別に定める。	別に定める。
36	三重県看護師等養成所遠隔授業等設備整備費補助金	新型コロナウイルス感染拡大防止対策を支援し、看護教育の学修の機会の確保を図る。	遠隔授業、分散授業等の実施に必要な経費	別に定める。	別に定める。
37	地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金	勤務医の働き方改革の推進を図る。	医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組の実施に要する経費	別に定める。	別に定める。

別表 2 を次のように改める。

別表 2 (第 2 条関係)

区分	(A) 名称	(B) 規則第20条第1項 ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号。以下「厚生労働省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
2	地域災害拠点病院施設整備費補助金		一
3	地域災害拠点病院設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具

4	医療施設耐震化整備促進事業費補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間	—
5	医療施設等設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
6	ドクターへリ改修支援事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	—
7	医療施設設置整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	—
8	広域搬送拠点臨時医療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
9	心電図伝送システム整備補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
10	病床機能分化推進基盤整備事業補助金		—
11	人工腎臓装置不足地域設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
12	公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
13	院内感染対策施設設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
14	がん診療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
15	がん診療設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具
16	地域医療体制基盤整備事業補助金		大蔵省令に定められている機械及び器具
17	老人保健福祉施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産
18	三重県介護従事者確保事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の機械、器具及びその他財産
19	三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の機械、器具及びその他財産	

20	三重県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の機械、器具及びその他の財産
21	新型コロナウイルス感染症による介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産
22	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産
23	三重県病床転換事業費補助金		事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円（補助事業者が地方公共団体の場合は50万円）以上の不動産又はその従物
24	難病在宅ケア支援ネットワーク整備事業設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
25	三重県口腔ケア活動支援事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	
26	三重県地域口腔ケアステーション設備整備事業補助金		
27	三重県看護師養成所等における実習補完事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
28	三重とこわか健康経営促進補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産
29	三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価10万円以上の機械及び器具
30	感染症指定医療機関施設・設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
31	三重県新型インフルエンザ等患者入院医療機関等設備整備事業補助金		事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（法人格を有する団体等にあっては30万円）以上の財産
32	新型コロナウイルス院内感染防止対策等補助金		
33	三重県新型コロナウイルス感染症医療機関等支援事業補助金		
34	三重県新型コロナウイルス感染症療養者支援事業補助金		

35	新型コロナウイルス感染症外国人患者等受入態勢確保事業補助金		
36	みえライフィノベーション総合特区医療情報利活用推進事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具
37	三重県地域医療再生事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
38	三重県看護師宿舎施設整備費補助金	—	—
39	三重県看護師勤務環境改善施設整備費補助金	—	—
40	三重県看護師等養成所施設整備費補助金	—	—
41	三重県看護師等養成所初度設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
42	三重県病院内保育所施設整備費補助金	—	—
43	医師官舎整備事業補助金	—	—
44	I C Tを活用した地域医療連携支援事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具
45	産婦人科・小児科専門医確保対策事業補助金		—
46	三重県看護師等養成所遠隔授業等設備整備費補助金		—
47	地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円）以上の機械、器具及びその他財産

## 附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の医療保健部関係補助金等交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金等から適用する。

## 三重県告示第192号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和3年3月23日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 193 号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県国土整備部防災砂防課、三重県松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 3 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木英敬

## 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

辻原 5 地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域の所在地

松阪市辻原町

## 3 区域の土地の表示

松阪市辻原町字祢宜村 250 番の一部、251 番の一部、251 番 1 の一部、253 番 4 の一部、254 番の一部、254 番 1 の全部、255 番の一部、255 番 2 の一部、262 番 1 の一部、263 番の一部、264 番の一部、265 番の一部、279 番 1 の一部、279 番 2 の全部、279 番 3 の全部、280 番の全部、281 番 1 の一部、282 番の全部、283 番の一部、284 番の一部、307 番の全部、307 番 1 の一部、307 番 3 の一部及び 310 番の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

## 内水面告示

**三重県内水面漁場管理委員会告示第 2 号**

第五種共同漁業権に係る令和 3 年度目標増殖量を次のとおり定めました。

令和 3 年 3 月 23 日

三重県内水面漁場管理委員会会長 浅尾和司

令和 3 年度目標増殖量

(単位 : kg)

漁業権番号	漁業協同組合名	魚種							
		あゆ	あまご	にじます	おいかわ	こい	ふな	うなぎ	もくずがに
三重内共 第 1 号	桑員河川	640	30	420	1 か所	30	30		
〃 第 3 号	雲出川	590	90						
〃 第 4 号	中村川	140	30	10	1 か所				
〃 第 5 号	阪内川	70	30						
〃 第 6 号	伊賀川	690	560	20	1 か所	180	60		
〃 第 8 号	名張川	600	40	10	1 か所	30			
〃 第 9 号	青蓮寺川香落	210	40	20		30			

〃 第10号	長瀬太郎生川	380	160		1か所			
〃 第11号	櫛田川第一	120						
〃 第12号	櫛田川河川	330						
〃 第13号	香肌峡	540						
〃 第14号	櫛田川上流	350	380					
〃 第15号	宮川	420	40		1か所	10		20
〃 第16号	宮川上流	870	180	10	1か所	20	10	10
〃 第17号	大内山川	760	40					10 2,510 尾
〃 第18号	赤羽川	80						
〃 第19号	銚子川	80	10					
〃 第20号	銚子川	290	30					
〃 第21号	大又川飛鳥五郷	390						

※ おいかわの「か所」については、産卵場造成又は保全の数とします。

※ 「こい」については、令和2年6月23日付け三重県内水面漁場管理委員会告示第4号により放流等が制限されています。

(注) 各魚種の標準的な種苗サイズを下記のとおりとします。

あゆ	1尾当たりの重量	3~10 g
あまご・にじます	〃	3~50 g
おいかわ	〃	1~10 g
こい・ふな	〃	5~50 g
うなぎ	〃	10~50 g

## 公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年3月23日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 調査を行った者の名称  
亀山市
- 2 調査を行った期間  
平成23年2月から平成31年3月まで
- 3 成果の名称  
亀山市関町中町の一部（中町②地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
亀山市関町新所・関町木崎地内
- 5 認証年月日  
令和3年3月4日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和3年3月23日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 調査を行った者の名称  
亀山市
- 2 調査を行った期間

平成 25 年 1 月から令和 2 年 3 月まで

3 成果の名称

亀山市関町中町の一部（中町③地区）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

亀山市関町木崎地内

5 認証年月日

令和 3 年 3 月 4 日

---

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 3 年 3 月 23 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 調査を行った者の名称

亀山市

2 調査を行った期間

平成 30 年 8 月から令和 2 年 1 月まで

3 成果の名称

亀山市本町の一部（本町②地区）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

亀山市本町地内

5 認証年月日

令和 3 年 3 月 4 日

---

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 3 年 3 月 23 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 調査を行った者の名称

鳥羽市

2 調査を行った期間

平成 29 年 12 月から令和 2 年 3 月まで

3 成果の名称

鳥羽市相差町 相差 13 の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

鳥羽市相差町地内

5 認証年月日

令和 3 年 3 月 4 日

---

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 3 年 3 月 23 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 調査を行った者の名称

鈴鹿市

2 調査を行った期間

平成 28 年 6 月から令和 2 年 3 月まで

3 成果の名称

鈴鹿市（寺家VI調査区）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

鈴鹿市寺家町・寺家・白子町地内

## 5 認証年月日

令和 3 年 3 月 4 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 3 月 23 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

令和 3 年 3 月 9 日から同年 5 月 11 日まで

## 3 作業地域

鈴鹿市住吉町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和 3 年 3 月 23 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

令和 3 年 3 月 15 日から同年 6 月 30 日まで

## 3 作業地域

北牟婁郡紀北町古里、同町道瀬及び同町三浦

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 2 月 26 日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 3 月 23 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

## 1 作業種類

公共測量（2 級基準点測量）

## 2 作業地域

津市美杉町上多気

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 2 月 26 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から通知がありました。

令和 3 年 3 月 23 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

## 1 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

## 2 作業地域

四日市市西村町、同市小牧町、同市札場町、同市朝明町、同市北山町、同市西大鐘町、同市中野町、同市市場町、同市高見台、いなべ市北勢町二之瀬、同市北勢町小原一色、同市北勢町塩崎、同市北勢町川原、同市北勢町千司久連新田、同市北勢町田辺、同市北勢町京ヶ野新田、同市北勢町畠毛、同市北勢町向平、同市北勢町下平、同市北勢町瀬木、同市北勢町阿下喜、同市北勢町飯倉、同市北勢町別名、同市北勢町東禪寺、同市北勢町垣内、同市北勢町治田外面、同市北勢町ふ麓村、同市北勢町中山、同市北勢町東村、同市北勢町麻生田、同市北勢町其原、同市員弁町市之原、同市員弁町上笠田、同市員弁町坂東新田、同市員弁町大泉、同市員弁町下笠田、同市員弁町宇野、同市員弁町笠田新田、同市員弁町平古、同市員弁町松名新田、同市員弁町御園、同市員弁町楚原、同市員弁町石仏、同市員弁町大泉新田、同市員弁町松之木、同市員弁町畠新田、同市員弁町北金井、同市員弁町西方、同市員弁町岡丁田、同市員弁町暮明、同市員弁町東一色、同市大安町丹生川久下、同

市大安町片樋、同市大安町石榑東、同市大安町石榑下、同市大安町鍋坂、同市大安町平塚、同市大安町中央ヶ丘、同市大安町高柳、同市大安町門前、同市大安町大井田、同市大安町南金井、同市大安町梅戸、同市藤原町下相場、同市藤原町川合、同市藤原町野尻、同市藤原町石川、員弁郡東員町大木、同町北大社、同町南大社、同町長深、同町山田、三重郡菰野町田口新田及び同町小島

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、いなべ市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年3月23日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類  
いなべ都市計画と畜場
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、いなべ市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年3月23日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類  
いなべ都市計画下水道
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、いなべ市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年3月23日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類  
いなべ都市計画公園
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、いなべ市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年3月23日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類  
いなべ都市計画用途地域
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年3月23日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画事業の種類及び名称

- 松阪都市計画、三雲都市計画及び嬉野都市計画下水道事業  
中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）
- 2 施行者の名称  
三重県
- 3 事務所の所在地  
松阪市高町 138  
中南勢流域下水道事務所
- 4 事業地の所在  
事業地を表示する図面において表示します。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士及び木造建築士の免許を取り消しましたので、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 3 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 免許の取消しをした年月日  
令和 3 年 3 月 3 日
- 2 免許の取消しの理由  
建築士法第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する事実が判明したため
- 3 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

免許の取消しを受けた建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号
中尾 信一	二級建築士	三重県知事登録第 2411 号
久我 俊二郎	二級建築士	三重県知事登録第 2418 号
田中 光男	二級建築士	三重県知事登録第 2430 号
小林 幹尚	二級建築士	三重県知事登録第 2508 号
日沖 平	二級建築士	三重県知事登録第 2519 号
小林 勇	二級建築士	三重県知事登録第 2559 号
大島 博	二級建築士	三重県知事登録第 2592 号
稻垣 忠光	二級建築士	三重県知事登録第 2629 号
小田 英之	二級建築士	三重県知事登録第 2638 号
増田 忠市	二級建築士	三重県知事登録第 2640 号
中村 靖	二級建築士	三重県知事登録第 2645 号
庄司 欽重	二級建築士	三重県知事登録第 2699 号
藤山 文男	二級建築士	三重県知事登録第 2751 号
田村 喜昭	二級建築士	三重県知事登録第 2819 号
石田 東陽一	二級建築士	三重県知事登録第 2843 号
佐藤 正則	二級建築士	三重県知事登録第 2951 号
珍田 周吾	二級建築士	三重県知事登録第 3075 号
奥野 昌弘	二級建築士	三重県知事登録第 3092 号
高柳 功	二級建築士	三重県知事登録第 3153 号
前田 豊穂	二級建築士	三重県知事登録第 3211 号
岡 孝男	二級建築士	三重県知事登録第 3213 号
向井 譲郎	二級建築士	三重県知事登録第 3215 号
山尾 全一	二級建築士	三重県知事登録第 3217 号
松本 清志	二級建築士	三重県知事登録第 3304 号
板羽 幹彦	二級建築士	三重県知事登録第 3412 号
福本 健	二級建築士	三重県知事登録第 3513 号
奥谷 忠行	二級建築士	三重県知事登録第 3574 号

小川 一成	二級建築士	三重県知事登録第 3661 号
米川 甚之助	二級建築士	三重県知事登録第 3759 号
城田 多	二級建築士	三重県知事登録第 3761 号
小田 勝利	二級建築士	三重県知事登録第 3814 号
前山 明弘	二級建築士	三重県知事登録第 3841 号
坂本 秀夫	二級建築士	三重県知事登録第 3867 号
岡本 稔	二級建築士	三重県知事登録第 3932 号
大塚 進男	二級建築士	三重県知事登録第 3990 号
川北 金男	二級建築士	三重県知事登録第 4040 号
鈴木 孝雄	二級建築士	三重県知事登録第 4093 号
井本 維明	二級建築士	三重県知事登録第 4100 号
田中 良隆	二級建築士	三重県知事登録第 4168 号
中谷 和雄	二級建築士	三重県知事登録第 4330 号
中浜 章	二級建築士	三重県知事登録第 4385 号
杉本 一志	二級建築士	三重県知事登録第 4392 号
齋藤 清輝	二級建築士	三重県知事登録第 4416 号
土井 治美	二級建築士	三重県知事登録第 4521 号
濱口 公一	二級建築士	三重県知事登録第 4707 号
奥川 和行	二級建築士	三重県知事登録第 4736 号
前田 康一	二級建築士	三重県知事登録第 5082 号
亀田 昌行	二級建築士	三重県知事登録第 5771 号
平山 勇一	二級建築士	三重県知事登録第 5780 号
阪田 志郎	二級建築士	三重県知事登録第 6668 号
村山 義信	二級建築士	三重県知事登録第 6763 号
水谷 光勝	木造建築士	三重県知事登録第 10141 号
黒川 俊一	木造建築士	三重県知事登録第 10147 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定により一級建築士事務所を処分しましたので、同条第 4 項により準用する同法第 10 条第 5 項の規定により公告します。

令和 3 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木英敬

1 監督処分をした年月日

令和 3 年 3 月 8 日

2 監督処分を受けた建築士事務所の名称、所在地、開設者、種別及び登録番号

株式会社小林設計

三重県松阪市星合町 2198-2

株式会社小林設計 代表取締役 小林 康弘

一級建築士事務所

三重県知事登録第 1-1556 号

3 監督処分の内容

戒告

4 監督処分の原因となった事実

建築士法第 23 条の 5 第 2 項の規定による建築士事務所に属する建築士の氏名の変更を 3 月以内に届け出なかつた。

このことは、建築士法第 26 条第 2 項第 3 号に該当する。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---